

随意契約理由書

| | | |
|----------------|---|--------------------|
| 件名 | 鈴蘭台東第三住宅1・2号棟エレベーター改修工事 | |
| 契約の相手方 | 東芝エレベーター株式会社 | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167号の2第1項第2号に該当 | |
| 随意契約の理由 | <p>本工事は、当該住宅に設置されているエレベーター(2台)について、可能な限り既設機器を再利用した上で、劣化した制御盤や駆動部の更新と、その動作と連動して機能する安全装置の追加を主とするものである。</p> <p>このため、当該エレベーターを製造したものが独自に開発した制御プログラムや既設機器と更新機器を一体的システムとして再構築し、追加する安全装置については、制御プログラムに適合の上、機能させる必要がある。</p> <p>このように、本工事は既設エレベーター設備と密接不可分の関係により改修を行う必要があるため、当該エレベーターの製造業者であり、かつ当該エレベーターの部品供給を行っている者でなければならない。よって、他の請負人では施工不可能である。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 建築住宅局住宅建設課設備係 | (電話番号078(595)6533) |